

地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに横浜市市税条例第33条の規定により、あなたを年度市民税及び県民税の特別徴収義務者に指定し、徴収して納入すべき額を通知します。

なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

年 月 日

	様
--	---

特別徴収税額		人数	税額
月割額	6月分		
	7月分以降		
(備考)			

課税人員	非課税人員

横浜市 区長印

指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	(備考)
住所			氏名		6月分	
					7月分以降	
指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	(備考)
住所			氏名		6月分	
					7月分以降	
指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	(備考)
住所			氏名		6月分	
					7月分以降	
指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	(備考)
住所			氏名		6月分	
					7月分以降	
指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	(備考)
住所			氏名		6月分	
					7月分以降	
指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	(備考)
住所			氏名		6月分	
					7月分以降	

ページ 特別徴収義務者名 様

(備考) この様式は、5月31日までに市民税及び県民税の特別徴収税額を特別徴収義務者に通知する場合に使用すること。

	様
--	---

特別徴収税額		人数	税額	特別徴収税額		人数	税額
月割額	6月分			12月分			
	7月分			1月分			
	8月分			2月分			
	9月分			3月分			
	10月分			4月分			
	11月分			5月分			

地方税法第41条及び第321条の4第1項の規定により、あなたを年度市民税及び県民税の特別徴収義務者に指定し、その徴収して納入すべき額を通知します。
 なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

年 月 日

横浜市 区長 印

指定	個人	市区町	受給	特別徴	月割額	6月	10月	2月	(備考)
	住	村	者番	収税額		7月	11月	3月	
		所		氏名		8月	12月	4月	
					様	9月	1月分	5月	
					変				
					更				
					月				

ページ 特別徴収義務者名 様

(備考) この様式は、6月1日以後に市民税及び県民税の特別徴収税額を特別徴収義務者に通知する場合に使用すること。

--

特別徴収税額					
月	6月分			12月分	
	7月分			1月分	
割	8月分			2月分	
	9月分			3月分	
額	10月分			4月分	
	11月分			5月分	

地方税法第 41 条及び第 321 条の 6 第 1 項の規定により、
市民税及び県民税の特別徴収税額を変更しましたので通知します。

なお、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副 2 通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

年 月 日

横浜市 区長 印

指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月	2月分	(備考)
住所				氏名		7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
				様変更月	月				

指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月	2月分	(備考)
住所				氏名		7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
				様変更月	月				

指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月	2月分	(備考)
住所				氏名		7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
				様変更月	月				

指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月	2月分	(備考)
住所				氏名		7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
				様変更月	月				

指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月	2月分	(備考)
住所				氏名		7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
				様変更月	月				

指定番号	個人番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月割額	6月分	10月	2月分	(備考)
住所				氏名		7月分	11月	3月分	
						8月分	12月	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
				様変更月	月				

ページ 特別徴収義務者名 様

(備考) この様式は、市民税及び県民税の特別徴収税額を変更した場合の特別徴収義務者への通知書である。

(表)

年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外 の合計	営業所得		農所得		不利益配給		雑所得		譲渡一時所得		課税標準	総所得		利市	定率控除前所得割額		市民税	定率控除額		均等割額	所得割額		県民税	定率控除前所得割額		均等割額	所得割額		特別徴収税額	6月分	7月分	以降			
	給与所得			雑所得		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		山林所得			株式等の譲渡			先物取引			均等割額			均等割額			特別徴収税額			6月分	7月分		以降					
	その他の所得計			総所得金額																																		
所得控除	雑損		障・老・寡・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						

(切取線)

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	個人番号

あなたの特別徴収税額を決定しましたので、地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 の規定により通知します。

年 月 日

横浜市 区長 印

年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外 の合計	営業所得		農所得		不利益配給		雑所得		譲渡一時所得		課税標準	総所得		利市	定率控除前所得割額		市民税	定率控除額		均等割額	所得割額		県民税	定率控除前所得割額		均等割額	所得割額		特別徴収税額	6月分	7月分	以降			
	給与所得			雑所得		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		山林所得			株式等の譲渡			先物取引			均等割額			均等割額			特別徴収税額			6月分	7月分		以降					
	その他の所得計			総所得金額																																		
所得控除	雑損		障・老・寡・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						

(切取線)

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	個人番号

あなたの特別徴収税額を決定しましたので、地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 の規定により通知します。

年 月 日

横浜市 区長 印

年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外 の合計	営業所得		農所得		不利益配給		雑所得		譲渡一時所得		課税標準	総所得		利市	定率控除前所得割額		市民税	定率控除額		均等割額	所得割額		県民税	定率控除前所得割額		均等割額	所得割額		特別徴収税額	6月分	7月分	以降			
	給与所得			雑所得		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		山林所得			株式等の譲渡			先物取引			均等割額			均等割額			特別徴収税額			6月分	7月分		以降					
	その他の所得計			総所得金額																																		
所得控除	雑損		障・老・寡・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						

(切取線)

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	個人番号

あなたの特別徴収税額を決定しましたので、地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 の規定により通知します。

年 月 日

横浜市 区長 印

年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外 の合計	営業所得		農所得		不利益配給		雑所得		譲渡一時所得		課税標準	総所得		利市	定率控除前所得割額		市民税	定率控除額		均等割額	所得割額		県民税	定率控除前所得割額		均等割額	所得割額		特別徴収税額	6月分	7月分	以降			
	給与所得			雑所得		山林所得		株式等の譲渡		先物取引		山林所得			株式等の譲渡			先物取引			均等割額			均等割額			特別徴収税額			6月分	7月分		以降					
	その他の所得計			総所得金額																																		
所得控除	雑損		障・老・寡・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎	医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						
	雑損			医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計																						

(切取線)

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	個人番号

あなたの特別徴収税額を決定しましたので、地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 の規定により通知します。

年 月 日

横浜市 区長 印

(備考) この様式は、5月31日までに市民税及び県民税の特別徴収税額を納税義務者に通知する場合に使用すること。なお、この通知書は、第47号様式(その5)に添付し、特別徴収義務者を通じて納税義務者へ交付するものである。

特別徴収義務者名

(裏)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

(表)

年度 市民税・県民税

Table with columns for income (給与収入, 給与所得, 雑所得), deductions (医療費, 社会保険料, etc.), and tax calculation (課税標準, 総所得, etc.).

特別徴収税額変更通知書 (納税義務者用)

Table for special payment tax amount change, including sections for municipal and prefectural taxes, and a monthly breakdown of payments.

Form for recipient information: 受給者番号, 氏名, 指定番号, 住所, 個人番号.

あなたの特別徴収税額を変更しましたので、地方税法第 41 条及び第 321 条の 6 の規定により通知します。

年月日

横浜市 区長 印

Monthly breakdown table for tax payments from 6 months to 5 months.

問い合わせ先 横浜市 区役所 係 電話

(切取線)

年度 市民税・県民税

Table with columns for income (給与収入, 給与所得, 雑所得), deductions (医療費, 社会保険料, etc.), and tax calculation (課税標準, 総所得, etc.).

特別徴収税額変更通知書 (納税義務者用)

Table for special payment tax amount change, including sections for municipal and prefectural taxes, and a monthly breakdown of payments.

Form for recipient information: 受給者番号, 氏名, 指定番号, 住所, 個人番号.

あなたの特別徴収税額を変更しましたので、地方税法第 41 条及び第 321 条の 6 の規定により通知します。

年月日

横浜市 区長 印

Monthly breakdown table for tax payments from 6 months to 5 months.

問い合わせ先 横浜市 区役所 係 電話

(切取線)

年度 市民税・県民税

Table with columns for income (給与収入, 給与所得, 雑所得), deductions (医療費, 社会保険料, etc.), and tax calculation (課税標準, 総所得, etc.).

特別徴収税額変更通知書 (納税義務者用)

Table for special payment tax amount change, including sections for municipal and prefectural taxes, and a monthly breakdown of payments.

Form for recipient information: 受給者番号, 氏名, 指定番号, 住所, 個人番号.

あなたの特別徴収税額を変更しましたので、地方税法第 41 条及び第 321 条の 6 の規定により通知します。

年月日

横浜市 区長 印

Monthly breakdown table for tax payments from 6 months to 5 months.

問い合わせ先 横浜市 区役所 係 電話

(切取線)

ページ

(備考) この様式は、市民税及び県民税の特別徴収税額を変更した場合の納税義務者への通知書である。なお、この通知書は、第 47 号様式(その 6)又は第 47 号様式(その 7)に添付し、特別徴収義務者を通じて納税義務者へ交付するものである。

特別徴収義務者名

様

(裏)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

(表)

年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)										受給者番号	氏名	指定番号																
所得	給与収入		主たる給与以外の合計 算所得区分	営業所得	農所得	不所得	利所得	配当所得	給付所得	譲渡一時所得	課税標準	総所得		税額	市	定率控除前所得割額		既納付(納付すべき)額	月割額	6月分		9月分		12月		3月分		
	給与所得			分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡			市		定率控除額		7月分				10月		1月分		4月分			
	その他の所得計			分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引			市		所得割額		8月分				11月		2月分		5月分			
所得控除	雑損		総所得金額	医療費	障・老・寡・勤						課税標準	課税標準		税額	県	定率控除前所得割額		既納付(納付すべき)額	月割額	6月分		9月分		12月		3月分		
	社会保険料			配偶者特別		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失				県	定率控除額			7月分				10月		1月分		4月分				
	小規模企業共済			配偶者特別		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失				県	所得割額			8月分				11月		2月分		5月分				
生命保険料		扶養		控老特同老	同	特他夫	未特他老寡特寡	繰越損失		額	既通知済税額		増減額(-)		変更月	月	月											
損害保険料		基礎		配配定老人	他障障有	有障障者	婦寡夫			額	差引特別徴収税額(-)		変更月	月	月													
寄附金		所得控除合計																										

横浜市 区役所 係 電話

(切取線)

年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)										受給者番号	氏名	指定番号															
所得	給与収入		主たる給与以外の合計 算所得区分	営業所得	農所得	不所得	利所得	配当所得	給付所得	譲渡一時所得	課税標準	総所得		税額	市	定率控除前所得割額		既納付(納付すべき)額	月割額	6月分		9月分		12月		3月分	
	給与所得			分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡			市		定率控除額		7月分				10月		1月分		4月分		
	その他の所得計			分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引			市		所得割額		8月分				11月		2月分		5月分		
所得控除	雑損		総所得金額	医療費	障・老・寡・勤						課税標準	課税標準		税額	県	定率控除前所得割額		既納付(納付すべき)額	月割額	6月分		9月分		12月		3月分	
	社会保険料			配偶者特別		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失				県	定率控除額			7月分				10月		1月分		4月分			
	小規模企業共済			配偶者特別		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失				県	所得割額			8月分				11月		2月分		5月分			
生命保険料		扶養		控老特同老	同	特他夫	未特他老寡特寡	繰越損失		額	既通知済税額		増減額(-)		変更月	月	月										
損害保険料		基礎		配配定老人	他障障有	有障障者	婦寡夫			額	差引特別徴収税額(-)		変更月	月	月												
寄附金		所得控除合計																									

横浜市 区役所 係 電話

(切取線)

年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)										受給者番号	氏名	指定番号															
所得	給与収入		主たる給与以外の合計 算所得区分	営業所得	農所得	不所得	利所得	配当所得	給付所得	譲渡一時所得	課税標準	総所得		税額	市	定率控除前所得割額		既納付(納付すべき)額	月割額	6月分		9月分		12月		3月分	
	給与所得			分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡			市		定率控除額		7月分				10月		1月分		4月分		
	その他の所得計			分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		先物取引			市		所得割額		8月分				11月		2月分		5月分		
所得控除	雑損		総所得金額	医療費	障・老・寡・勤						課税標準	課税標準		税額	県	定率控除前所得割額		既納付(納付すべき)額	月割額	6月分		9月分		12月		3月分	
	社会保険料			配偶者特別		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失				県	定率控除額			7月分				10月		1月分		4月分			
	小規模企業共済			配偶者特別		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失				県	所得割額			8月分				11月		2月分		5月分			
生命保険料		扶養		控老特同老	同	特他夫	未特他老寡特寡	繰越損失		額	既通知済税額		増減額(-)		変更月	月	月										
損害保険料		基礎		配配定老人	他障障有	有障障者	婦寡夫			額	差引特別徴収税額(-)		変更月	月	月												
寄附金		所得控除合計																									

横浜市 区役所 係 電話

(切取線)

(備考)

この様式は、6月1日以後に市民税及び県民税の特別徴収額を納税義務者に通知する場合に使用すること。
なお、この通知書は、第47号様式(その6)又は第47号様式(その7)に添付し、特別徴収義務者を通じて納税義務者へ交付するものである。

ページ

特別徴収義務者名	様
----------	---

(B4)

(裏)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

(表)

年度 市民税・県民税 特別徴収義務者変更通知書 (納税義務者用)

Table with columns for income (給与収入, 給与所得, 雑所得), deductions (医療費, 社会保険料, etc.), and tax calculation (課税標準, 総所得, etc.).

Table for tax calculation: 税率控除前所得割額, 税率控除額, 所得割額, 均等割額, 既納付(納付すべき)額, 差引特別徴収税額(-), 既通知済税額, 増減額(-), 変更月.

Form for recipient information: 受給者番号, 氏名, 住所, 個人番号, 横浜市 区役所 係 電話, 問い合わせ先.

(切取線)

年度 市民税・県民税 特別徴収義務者変更通知書 (納税義務者用)

Table with columns for income (給与収入, 給与所得, 雑所得), deductions (医療費, 社会保険料, etc.), and tax calculation (課税標準, 総所得, etc.).

Table for tax calculation: 税率控除前所得割額, 税率控除額, 所得割額, 均等割額, 既納付(納付すべき)額, 差引特別徴収税額(-), 既通知済税額, 増減額(-), 変更月.

Form for recipient information: 受給者番号, 氏名, 住所, 個人番号, 横浜市 区役所 係 電話, 問い合わせ先.

(切取線)

年度 市民税・県民税 特別徴収義務者変更通知書 (納税義務者用)

Table with columns for income (給与収入, 給与所得, 雑所得), deductions (医療費, 社会保険料, etc.), and tax calculation (課税標準, 総所得, etc.).

Table for tax calculation: 税率控除前所得割額, 税率控除額, 所得割額, 均等割額, 既納付(納付すべき)額, 差引特別徴収税額(-), 既通知済税額, 増減額(-), 変更月.

Form for recipient information: 受給者番号, 氏名, 住所, 個人番号, 横浜市 区役所 係 電話, 問い合わせ先.

(切取線)

(備考) この様式は、転勤に伴い、特別徴収を継続して行う場合に特別徴収義務者の変更を通知する際の納税義務者への通知書である。なお、この通知書は、第 47 号様式(その 6)又は第 47 号様式(その 7)に添付し、特別徴収義務者を通じて納税義務者へ交付するものである。

特別徴収義務者名

様

(B4)

(裏)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副 2 通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副 2 通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。審査請求書(正副 2 通)は、なるべく当区役所を経由して提出してください。

(切取線)